

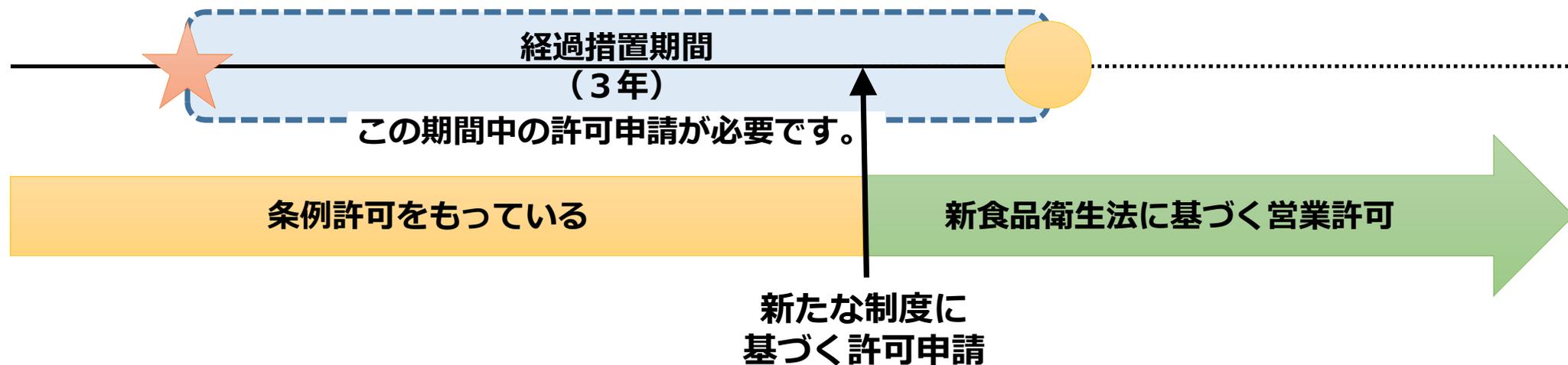
○現在、以下の条例許可を有している事業者の方は**法許可に移行**します。

○経過措置として、**令和6年5月末**までに申請を行う必要があります。

【 つけ物製造業、魚介類加工業 】

新たな許可届出制度開始日
令和3年6月1日

経過措置終了日
令和6年5月31日



※令和6年5月31日以降は法許可施設に移行となりますので、それまでに許可申請手続きが必要になります。
許可申請時期が近づきましたら保健所よりお知らせいたしますので、ご確認ください。